

目的別	地域を変えるための切り口	スマート農業、体制整備等
	機械・施設の整備	スマート農機等
実施主体別		その他（サービス事業を実施している者又は本事業を活用してサービス事業を実施しようとする者） ※サービス事業：農業者の行う農作業を代行する取組、農業者が使用するスマート農業機械等を、販売以外の手段によって農業者に提供する取組等

事業名	スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート対策事業(国庫・継続) (うち農業支援サービスの立ち上げ支援)
-----	-------------------------------------------------------------

アピールポイント	サービス事業に必要なスマート農業機械等の導入又はリース導入に係る経費を支援します。
----------	-------------------------------------------

事業の趣旨	サービス事業に新たに取り組む事業者や、既にサービス事業に取り組んでおり、サービスを提供する農地面積を拡大する成果目標を立てた事業者に対し、その目標の達成に必要なスマート農業機械等の導入を支援する。 なお、支援対象となる農業機械は、スマート農業機械に限定されない。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<農業支援サービスの立ち上げ支援> サービス事業体の新規事業立ち上げ当初のビジネス確立に向け、ニーズ調査、サービス提供の試行・改良等のほか、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入を支援する。	補助率	標準事業費
		1/2以内	1事業実施主体当たり1,500万円、ただし、スマート農業機械を導入する場合は3,000万円

【採択要件】

概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体であること

実施期間	令和6年度～	担当(窓口)	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ (内線3232、直通017-734-9474)
------	--------	--------	-------------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産
	6次産業化の推進	加工・販売促進
	担い手の育成	経営改善
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / スマート農機
実施主体別		県 / 法人 / 個人 / 任意団体

事業名	所得向上プログラム実践支援事業（県単・新規）			
アピールポイント	農業者自らが「所得向上チャレンジプラン」を企画・提案し、その取組の実現に向け、ソフト・ハード両面で支援する。			
事業の趣旨	<p>農業者の所得向上のモデル事例を創出するため、農業者が自ら企画・提案する「所得向上チャレンジプラン」の実現に向けた取組を支援するほか、普及指導員の経営指導等により伴走支援を行う。</p> <p>また、農業者全体の所得向上を目指し、モデル事例のノウハウを地域で共有・横展開することを促す。</p>	予算額(千円)	165,000	
		内訳	国	—
			県	165,000
			その他	—
事業の内容等	<p>経営指導を受けた農業者自らが企画・提案した「所得向上チャレンジプラン」の取組を支援</p> <p>(1) 事業の流れ 本事業は事業実施年度（令和7年度）に補助金（ソフト定額、ハード1/2以内）を交付するほか、目標年度（令和9年度）において、大きな成果を収めた場合、令和9年度にハード事業費の最大1/6を追加で加算する、成果に応じて補助率が変わる補助事業（成果連動型補助事業）</p> <p>(2) 補助対象</p> <p>①ソフト事業 所得向上に向けた新たな取組や既存の取組を拡充するために要する新技術等の導入、新商品の開発、販売促進活動、ICTの導入等に係る経費</p> <p>②ハード事業 栽培用設備、かん水施設、加工用設備の導入・改修や農業用機械、加工用機械等の購入に取組に要する経費（ただし、1件の本体価格が50万円以上の機械・施設等に限る。）</p> <p>《事業実施主体》 農業者、農業法人（農地所有適格法人、農事組合法人等）、任意組織（3戸以上の農業者が組織する団体で代表の定めがあり、かつ組織及び運営に関する規約があるもの。）</p>	補助率	標準事業費	
		ソフト定額	補助限度額 500千円	
		ハード1/2以内（ソフト必須）	補助限度額 5,000千円 任意組織は 10,000千円	
		成果連動型加算 1/6以内	補助限度額 1,666千円 任意組織は 3,333千円	
	<p>【採択要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募要領を参照 ・令和7年5月から「所得向上チャレンジプラン」を公募予定 ・審査委員の審査に基づき支援対象を選定 			
実施期間	令和7～10年度	担当	農林水産政策課 農業所得向上支援グループ （内線4984、直通017-734-9474） 農林水産政策課 農業改良普及グループ （内線4989、直通017-734-9473）	

目的別	地域を変えるための切り口 機械・施設の整備	体制整備等 / 地域の活性化 / 中山間地域振興 / スマート農業 施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他(改良)
実施主体別	農協 / 法人 / 個人 / その他農業者が組織する団体	

事業名	産地生産基盤パワーアップ事業 [稲作] (国庫・継続) 【産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策・生産基盤強化対策のうち基金事業】
アピールポイント	稲作の収益力向上や次代への継承に必要な農業機械等のリース導入等を支援する。

事業の趣旨	稲作産地の収益力強化に向けた、販売額の向上や生産コストの低減などの取組に必要な農業機械のリース導入等や、生産基盤の次代への継承を目的とした農業機械等の再整備・改良などの取組を支援する。	予算額(千円)	9,985	
		内訳	国	9,985
			県	—
			その他	—

事業の内容等	1 収益性向上対策 (1) 生産支援事業 収益力向上に必要な農業機械等のリース方式等による導入 2 生産基盤強化対策 (1) 後継者不在の農地等での生産機能の継承を目的とした、農業機械等の再整備・改良 等 3 成果目標 (1) 収益性向上対策 ・生産コスト、集出荷・加工コストの10%以上削減 ・単位面積当たりの販売額又は所得額10%以上増加 ・契約栽培割合10%以上増加かつ50%以上とすること ・労働生産性の10%以上向上 等 (2) 生産基盤強化対策 ・総販売額又は総作付面積の維持又は増加 ・生産コストの低減 ・労働生産性の向上 等 《事業実施主体》 農業者、農業者の組織する団体、民間業者 等	補助率	標準事業費
		1/2以内	—

【採択要件】

- 1 県が設定する基準を満たしていること。
- 2 地域協議会等が、産地パワーアップ計画を作成すること。
- 3 農業機械等の導入にあっては、本体価格が50万円以上に限る。
- 4 事業実施地区の作付面積がおおむね次に掲げる規模以上であること。等

稲	50ha (中山間地域等 10ha)	露地野菜	10ha (中山間地域等 5ha)
麦	30ha (中山間地域等 10ha)	施設野菜	5ha (" 3ha)
大豆	20ha (" 10ha)		

※中山間地域等において生産支援事業を実施する場合は要件が緩和されます。

実施期間	平成28～令和7年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)
------	------------	----	----------------------------------------------

目的別	地域を変えるための切り口	その他（麦・大豆の生産性向上）
	生産基盤の整備	その他（簡易な圃場改良、新たな営農技術の導入）
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / その他（改良）
実施主体別		市町村 / 任意団体 / 地域農業再生協議会

事業名	麦・大豆生産技術向上事業（国庫・継続） 【麦・大豆生産技術向上事業等】			
アピールポイント	麦・大豆の団地化の推進、生産性向上に向けた新たな営農技術の導入、生産拡大に必要な農業機械等の導入等ができる。			
事業の趣旨	麦・大豆の生産基盤を強化し、安定供給体制の構築を推進するため、国産麦・大豆の団地化の推進や新たな営農技術の導入、生産拡大に向けた機械導入等を支援する。	予算額(千円)	64,100	
		内訳	国	64,100
			県	—
			その他	—
事業の内容等	<p>1 生産性向上の推進（必須） 事業実施主体が実施する団地化等を推進する際に必要な経費について、実際に要した費用を上限額の範囲内で支援する。 《事業実施主体》農業者の組織する団体、地域農業再生協議会</p> <p>2 新たな営農技術の導入 各地域における麦・大豆生産に係る課題解決に向け、新たな営農技術を導入する取組に対して支援する。 《事業実施主体》1に同じ</p> <p>3 生産拡大に向けた機械・施設の導入等 麦・大豆の生産拡大や成果目標の達成に必要な機械・施設の導入、リース導入、改良について支援する。 ※上限額：機械等ごとに50万円以上5,000万円未満。ただし、ほ場で利用する農業機械の導入に限り、事業費は機械ごとに50万円以上1億円未満とする。 《事業実施主体》農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、市町村ほか</p> <p>4 市町村による生産性向上の取組 本事業を実施するために必要な会議・研修会の開催、実需者との意見交換会等に係る経費について支援する。 《事業実施主体》市町村</p>	補助率	標準事業費	
		定額	1の上限額 50ha未満 100万円 ～150ha未満 200万円 150ha以上 300万円	
		1/2以内	2の上限額 1万円/10a ただし大豆極多収品種 種子生産は 2万円/10a	
		1/2以内	4の上限額 2の事業費の10%以内	
<p>【採択要件】</p> <p>1 産地と実需が連携した麦・大豆国産化プランが策定されていること。</p> <p>2 生産拡大・生産性向上につながる成果目標を定めていること。</p> <p>3 「生産性向上の推進」に必ず取り組むこと。</p> <p>4 事業実施計画書の内容が実施要領の要件を満たしており、成果目標の達成に直接結びつく内容であること。</p>				
実施期間	令和5～7年度	担当	農産園芸課 稲作・畑作振興グループ (内線5074、直通017-734-9480)	

目的別	地域を変えるための切り口	安全・安心な農産物生産 / 環境保全 / スマート農業
	担い手の育成	新規就農 / 経営改善
	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機
	融資制度	融資
実施主体別		法人 / 個人 / 任意団体

事業名	みどり認定制度（県単・継続） 【みどりの食料システム法による環境負荷低減活動事業実施計画の認定制度】
-----	-------------------------------------------------------

アピールポイント	環境負荷低減に取り組む農林漁業者の5年間の事業計画を知事が認定することにより、自らの取組をPRできるほか、税制等の優遇措置が受けられる。
----------	----------------------------------------------------------------------

事業の趣旨	みどりの食料システム法に規定する環境負荷低減事業活動実施計画について、「青森県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」及び「青森県環境負荷低減事業活動実施計画認定等要領」に基づき県（各農林水産事務所長）が認定し、各種支援措置を受けることができる。	予算額(千円)	—	
		内訳	国	—
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容</p> <p>(1) 土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減の取組を一体的に行う事業活動</p> <p>(2) 温室効果ガスの排出量の削減に資する事業活動</p> <p>(3) 別途農林水産大臣が定める環境負荷低減事業活動</p> <p>【具体的な取組例】</p> <p>①水耕栽培における化学肥料・化学農薬の使用低減</p> <p>②環境負荷低減型飼料の給与</p> <p>③養殖業における給餌管理による残餌の流出抑制</p> <p>④バイオ炭の農地施用</p> <p>⑤生分解性マルチの利用</p> <p>⑥プラスチック被覆肥料の代替技術の導入</p> <p>2 認定のメリット</p> <p>(1) 設備投資の際の所得税・法人税の優遇</p> <p>(2) 国庫補助金の採択審査でのポイント加算等の優遇</p> <p>(3) 日本政策金融公庫の農業改良資金等の活用</p> <p>≪申請主体≫</p> <p>個人、法人、同じ品目で同一の取組を行う団体（グループ申請）</p>	補助率	標準事業費
		—	—

- 【採択要件】
- 1 土壌診断結果を添付すること。

実施期間	令和5年度～	担当	農産園芸課 環境農業グループ (内線5085、直通017-734-9353)
------	--------	----	-------------------------------------------

目的別	生産基盤の整備 機械・施設の整備	ほ場整備 / 暗渠排水 施設導入 / 機械購入 / スマート農機
実施主体別	県 / 市町村	

事業名	農地利用効率化等支援交付金（国庫・継続）			
アピールポイント	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者による農業用機械等の導入等を支援する。			
事業の趣旨	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者が、地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿の実現に向けて経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入等を支援する。	予算額(千円)	99,587	
		内訳	国	99,446
			県	141
			その他	—
事業の内容等	<p>1 助成対象者 地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいい、目標地図に位置付けられることが確実であると市町村が認める者を含む。）</p> <p>2 内容 （1）融資主体支援タイプ 融資を活用して農業用機械・施設等を導入等する際に、融資額を除いた自己負担部分への助成 （2）地域農業構造転換支援タイプ 将来像が明確化された地域計画の早期実現のため、農地引受力の向上等を目的に農業機械等を導入する場合に助成</p> <p>《事業実施主体》 県、市町村</p> <p>3 市町村附帯事務費 市町村の補助金等に要する事務経費を補助</p>	補助率	標準事業費	
		融資主体 3/10以内等	上限 300万円 （経営面積の拡大(水田作で20ha以上等)等を 目指す者は上限 600万円)	
		地域農業構造転換購入 3/10以内 リース 3/7以内	地域農業構造転換支援タイプ 1,500万円	
		1/2以内		
	<p>【採択要件】</p> <p>1 事業費が整備内容ごとに50万円以上であること。</p> <p>2 事業の対象となる機械等は、耐用年数がおおむね5年以上20年以下であること。</p> <p>※2(1)で「みどり認定」で受けている者に対し、優先枠を設けている。</p>			
実施期間	令和4年度～	担当	構造政策課 農村活性化グループ (内線5062、直通017-734-9534)	

目的別	機械・施設の整備	施設導入 / 機械購入 / リース / スマート農機 / 改修
実施主体別	県 / 市町村 / 農協 / 農業委員会 / 法人 / 個人 / 任意団体 / 公社	

事業名	園芸産地における事業継続強化対策事業（国庫・継続） 【園芸産地における事業継続強化対策】		
-----	-------------------------------------------------	--	--

アピールポイント	自然災害発生に備え災害に強い産地を形成するため、事業継続計画（BCP）の作成や農業用ハウスの補強等を支援する。		
----------	---------------------------------------------------------	--	--

事業の趣旨	園芸産地における非常時の対応能力向上に向け、複数農業者による事業継続計画（BCP）の策定や、事業継続計画の実践に必要な取組を支援する。	予算額(千円)	2,512	
		内 訳	国	2,512
			県	—
			その他	—

事業の内容等	<p>1 園芸産地における事業継続計画の検討及び策定、非常時の協力体制の整備（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業継続計画の策定に係る検討会の開催や、非常時の協力体制の構築に係る取組等 <p>2 園芸産地における事業継続計画の実践</p> <p>(1) 自力施工等の技能習得、災害復旧の実証（定額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力施工技術の研修会の開催、自力施工の技術を活用したハウスの復旧実証の取組等 <p>(2) 既存ハウスの補強等の被害防止対策（1/2以内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存ハウスの保守管理及び補強、防風ネットの設置、換気扇や融雪装置の設置、非常用電源の導入等の取組 <p>《事業実施主体》 県、市町村、公社、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、特認団体等</p>	補助率	標準事業費
		定額	
		1/2以内	

【採択要件】

- 1 県の園芸産地における事業継続推進計画に位置づけられていること。
- 2 県以外が取組主体となる場合は、2戸以上の農業者から構成されていること。
- 3 2のメニューの場合、以下を満たすこと。
 - (1) 1の取組を実施すること。
 - (2) 2の(2)の取組を行う場合は、農業保険法に基づく園芸施設共済又は民間の建物共済や損害補償保険等に加入すること。
 - (3) 2の(2)の取組を行う場合は、収入保険に加入すること。
 - (4) 2の(2)の取組を行う場合は、個々の経営体でも事業継続計画を策定すること。

実施期間	令和3～7年度	担当	農産園芸課 野菜・花き振興グループ (内線5078、直通017-734-9481)
------	---------	----	----------------------------------------------